

2009年7月15日

【デジタル工房】2009年度夏期休暇期間中の機器貸出について

デジタル工房は8月6日(木)から9月23日(水・祝)までの期間について閉室となります。閉室期間中は、輪転機・クラスロッカーなどのキーや機器の貸出・返却はできません。

一部の機器については、正課での利用目的に限り、夏期休暇期間中の長期貸出を認めますので、貸出希望者は以下をよく読んでうえで、期間内に「機器長期貸出申請書(夏期休暇用)」を提出し許可を得てください。

1. 貸出対象機器：ビデオカメラ、臨時貸出用ビデオカメラ、大型ビデオカメラ(三脚付)、三脚、腕章、キャリーバッグ、ガンマイク、ICレコーダー、ステレオマイクロフォン、HDD(USBケーブル付)
2. 利用目的：正課に限る
3. 申請手続き：「機器長期貸出申請書(夏期休暇用)」を産業社会学部事務室に提出し許可を得てください。申請書の提出期間は7月27日(月)から7月31日(金)(各日、事務室開室時間内)までです。
* 申請書の配布はデジタル工房で行います。
4. 貸出手続き：貸出許可を得た貸出希望者は、申請書を持参のうえデジタル工房で8月3日(月)から8月5日(水)(各日、工房開室時間内)の期間内に貸出手続きを行ってください。
5. 返却手続き：デジタル工房で9月24日(木)から9月28日(月)(各日、工房開室時間内)の期間内に返却手続きを行ってください。

産業社会学部事務室
デジタル工房

以上